

研修会保険 保険約款

(2025年11月1日以降始期日用)

行事主催者賠償責任保険 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険契約は、保険証券記載の被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産（以下「施設」といいます。）または業務の遂行に起因して、第三者に対して、身体の障害、財物の損壊、受託物の損壊・紛失・盗取・詐取、人格権侵害、研修者同士の事故、個人情報の漏洩、その他第三者の経済的損失について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償することを主な内容としています。

（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------------|---|
| 保険契約者 | 当社とこの保険契約を締結した、保険証券に記載された者をいいます。 |
| 被保険者 | この保険契約により補償を受ける行事の主催者で、保険証券に記載された者をいいます。 |
| 告知義務 | ご契約の際に、危険に関する重要な事項などの当社がおたずねする重要な事柄について、ありのままに報告していただく義務のことをいいます。 |
| 通知義務 | ご契約の際に告知していただいた重要な事柄が、保険期間中に変更となった場合に、当社または代理店に通知していただく義務のことをいいます。 |
| 告知義務違反 | 告知していただいた内容が事実と違っていた場合または告知いただけなかった場合をいい、この場合は告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。 |
| 保険料 | 保険契約者から当社にお払込いただくお金のことです。 |
| 契約日 | 当社が責任を開始する日をいい、保険期間等の基準となります。 |
| 支払事由 | 保険金をお支払いする場合のことです。 |
| 免責事由 | 支払事由に該当していたとしても、保険者としての保険契約に基づく保険金をお支払いしない場合のことです。 |
| 解除 | 当社の意思によって、この保険契約の効力を失わせることをいいます。 |
| 解約 | 保険契約者の意思によって、この保険契約の効力を失わせることをいいます。 |
| 行事の主催者 | 国、都道府県、市区町村、医療・福祉系職能団体、医療・福祉系養成施設、医療・福祉系の事業者またはそれらが研修等の実施を委託する事業者で、医療・福祉系の研修等の行事を主催する者をいいます。 |
| 医療・福祉系職能団体 | 医療・福祉専門職を構成員とする職能人の団体をいいます。 |
| 医療・福祉専門職養成施設 | 文部科学大臣または厚生労働大臣が指定・認定した医療・福祉専門職を養成する施設のことで、その種類が大学、短期大学、専修学校または高等学校であるものをいいます。 |
| 医療・福祉専門職 | 医療・福祉関連分野において、当該専門職を規定する法律等に基づき国または都道府県から当該専門職として免許を与えられた者あるいは登録された者、および公益法人や民間団体等が認定する資格を有する以下の者をいいます。ただし、法律等の改正により変更される場合があります。 (1) 医療専門職 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、き |

ゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、栄養士、公認心理師、臨床心理士等

(2) 福祉専門職

保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、放課後児童支援員等

(3) その他の専門職

幼稚園教諭

第1条 保険金の支払

この保険契約の保険金は、つぎのとおりです。

| 名称 | 支払事由 | 支払額 | 受取人 | 保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。） |
|---------|--|---|------|--|
| 賠償責任保険金 | 保険期間中に行事を開催する施設に起因して、または行事の主催者の業務に起因して、以下の事由が生じ、行事の主催者が第三者に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が発生した場合。 ただし、賠償責任の承認または賠償額の決定前に保険会社の同意が必要となります。 (1) 他人の身体の障害に対する賠償責任 (2) 他人の財物の損壊に対する賠償責任 (3) 受託物を壊し、紛失し、または盗取・詐取されること (4) 人格権侵害（注）による賠償責任 (5) 鍵の紛失、盗取または詐取により、錠自体の交換が必要になった場合の錠交換費用に対する賠償責任 (6) 行事における実技中の事故による身体の障害および他人の財物の損壊に対する賠償責任 (7) 個人情報の漏洩による賠償責任 (8) その他、行事の主催者の業務の遂行に起因して発生した、第三者の経済的損失に対する賠償責任 | 支払保険金は第3条に定める損害額とし、保険証券記載の保険金額を上限とします。ただし、第2号、第3号、第5号および第6号のうち他人の財物の損壊に対する賠償責任に該当する場合（対物事故といいます。）は保険証券記載の対物保険金額を上限とします。 | 被保険者 | (1) 被保険者の故意 (2) 他人との特別な約定により加重された賠償責任 (3) 戦争、変乱、暴動、騒擾または労働争議 (4) 地震、噴火、洪水、津波または高潮 (5) 被保険者の占有を離れた財物の損壊自体や、被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した財物であって被保険者の占有を離れたものまたは被保険者の行った業務の結果に起因する損害 (6) 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた過失犯以外の犯罪行為に起因する損害 (7) 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する損害 (8) 被保険者または被保険者の使用人、または被保険者と同居する親族が行い、もしくは加担した盗取、詐取 (9) 被保険者、被保険者の使用人または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故 (10) 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取、詐取 (11) 原因の如何を問わず、自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 (12) 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害 |

| | |
|---|---|
| (注) 人格権侵害とは、不当行為によって他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害することをいいます。 不当行為とは、次のいずれかの行為をいいます。 ア. 不当な身体の拘束 イ. 口頭または文書もしくは図画等による表示 | (13) 給排水管、暖冷房装置等からの蒸気、水の漏出等またはスプリンクラーからの内容物の漏出等による損害 (14) 建物外部から内部への雨、雪等の浸入・吹込みによる損害 (15) 受託物が預け主に引渡された後に発見された事故 (16) 受託物の使用不能に起因する事故 (17) 自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理に起因する損害 (18) クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことに起因する損害 |
|---|---|

第2条 保険金の支払いに関する補足

- 保険金は、被保険者に支払います。ただし、法律上の損害賠償金については、会社が妥当と判断した場合は、会社から被害者に直接支払う場合があります。
- 被保険者から報告された事故が免責事由に該当した場合でも保険契約は継続します。
 - 保険金を支払った後の契約は、特に条件を付加することなく継続します。

第3条 保険金支払の対象となる損害の範囲

保険金支払の対象となる損害は、つぎのいずれかに該当するものに限ります。

- 法律上の損害賠償金（賠償責任の承認または賠償金額の決定前に当社の同意が必要です。）

法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

2) 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や交渉等において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（調停や示談も含みます。）

3) 損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使についての必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係わる損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために当社の同意を得て支出した必要なまたは有益な費用

4) 緊急措置費用

上記3)の規定に基づき、被保険者が必要な手続きを行いました手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用、または当社の同意を得て支出したその他の費用

5) 協力費用

保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

6) 初期対応費用

被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞金等社会通念上妥当と認められる初期対応費用および弁護士相談費用

7) 個人情報漏洩対応費用

個人情報の漏洩またはそのおそれが発生した場合において、被保険者が個人情報漏洩対応費用として支出した社会通念上妥当と認められる次の費用。ただし、事故対応期間（被保険者または保険会社が最初に個人情報漏洩またはそのおそれを発見したときからその翌日以降180日が経過するまでの期間）内に生じた費用に限ります。

①事故原因調査費用、②他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用、③謝罪広告掲載費用・会見費用、④お詫び状作成・送付費用、⑤見舞金・見舞品購入費用、⑥コンサルティング費用（当社の

書面による同意を得たものに限ります。）、⑦コールセンター委託費用、⑧弁護士への相談費用（当社の書面による同意を得たもので、社内弁護士や顧問弁護士への報酬は除きます。）、⑨被保険者の使用人の超過勤務手当・交通費・宿泊費・通信費

第4条 損害賠償請求解決のための協力

- 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができるものとします。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- 被保険者が正当な理由なく前項の協力の要求に応じない場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差引いて、保険金を支払います。

第5条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払

この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、当社は、他の保険契約等がないものとして算出した額を保険金として支払います。

- 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われるまたは支払われた場合は、当社は、第1条保険金の支払に定める支払額から他の保険契約等から支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。

第6条 保険契約者

この保険契約の保険契約者は、被保険者と同一とします。

第7条 被保険者の範囲

この保険契約の被保険者は、行事の主催者とします。

第8条 責任の開始時期および契約日

当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後12時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に終わります。

- 前項の時刻は、日本国標準時によるものとします。
- 保険契約者が第9条（保険料の払込）第1項に規定する払い込み期日において保険料を支払っていない場合、第1項の責任を開始した後でも、当社は、保険金を支払いません。
- 保険契約が成立したときは、当社は、保険証券を発行し、普通保険約款とともに保険契約者宛に送付します。ただし、当社と保険契約者の間で保険証券不発行の合意が得られた場合には、保険証券および普通保険約款は送付しません。この場合、電磁的方法により保険契約内容および普通保険約款を確認できるようにします。
- 前項により保険証券を不発行とした場合、電磁的方法により記載した事項を、保険証券記載事項とみなして、普通保険約款の規定を適用します。

第9条 保険料の払込

保険契約者は、当会社が定める払い込み期日までに保険料を全額支払わなければなりません。

- 保険料の払込方法は銀行振込みとします。ただし、当会社が認めた場合、当会社の指定する他の方法で保険料を払い込むことができます。
- 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 払込方法（回数）は、一時払のみを取り扱います。

第10条 保険金の請求手続き等

保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者または保険金の受取人はすみやかに当社または代理店に通知してください。

- 保険契約者または保険金の受取人は、別表1に定める当社の指定する必要書類を提出してください。
- 当社は、請求完了日からその日を含めて30日以内に、当社が保険金等を支払うために必要な次の事項の確認を終え、受取人が指定した口座宛に払い込む方法により保険金等を支払います。
 - 保険金等の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実。
 - 保険金等が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める免責事由に該当する事実の有無。
 - 保険金等を算出するための確認に必要な事項として、損害の額と損

害との関係。

- 4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無。
- 5) 第1号から第4号までのほか、他の保険契約等の有無および内容等、当社が支払うべき保険金等の額を確定するために確認が必要な事項。
- 4) 第3項に規定する確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第3項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数を経過する日までに、保険金等を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - 1) 第3項第1号から第5号までの事項の確認のための調査 60日
 - 2) 第3項第1号から第5号までの事項を確認するため、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - 3) 第3項第1号から第5号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
- 4) 第3項第1号から第5号までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- 5) 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者(被保険者)が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合には、これにより確認が遅延した期間については、第3項または第4項の期間に算入しないものとします。
- 6) 保険金等の支払は、保険契約者(被保険者)と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第11条 契約内容の変更

保険金額の増額および減額はできません。

第12条 保険契約者の住所名称等の変更

保険契約者(被保険者)の名称または住所もしくは通知先が変更となつたときは、保険契約者はすみやかに当社または代理店に通知する必要があります。この場合の通知が行われなかつたときは、当社が最後に知つた住所または通知先に発した通知は保険契約者(被保険者)に届いたものとみなします。

第13条 契約の取消しおよび無効

保険契約の締結に際して、保険契約者(被保険者)に詐欺の行為があつたときは、当社は保険契約を取消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

- 2) 保険契約者(被保険者)が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもつて保険契約を締結したときは、保険契約は無効とします。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第14条 告知義務・通知義務

保険契約者(被保険者)は、保険契約の締結の際、保険契約申込書その他の書類に表記することによって当社が告知を求めるもの(以下「告知事項」といいます。)について、当社に事実を正確に告げなければなりません。また、告知事項の内、保険契約締結後の変更について当社が通知を求めるもの(以下「通知事項」といいます。)が変更となつた場合には、すみやかに当社または代理店に通知しなければなりません。

第15条 告知義務違反による解除

保険契約者(被保険者)が、告知事項について、故意または重大な過失により事実を告知しなかつたか、事実でないことを告知したとき(以下、「告知義務違反」といいます。)は、当社は保険契約を解除することができるものとします。この場合、当社より保険契約者宛にすみやかに解除の通知を行います。

- 2) 解除の効力は、解除通知が保険契約者に到達した時点から生じ、保険契約は将来に向かって効力を失います。
- 3) 告知義務違反による場合で、次のいずれかに該当するときは、当社は保険契約の解除を行うことができません。
 - 1) 保険契約締結の際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または当社の過失により知らなかつたとき。
 - 2) 当社が解除の原因となる事実を知った日から1か月以内に、解除の通知を行わなかつたとき。
 - 3) 保険契約を締結した時から、2年を経過したとき。
 - 4) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者(被保険者)が告知をすることを妨げたとき
 - 5) 保険媒介者が、保険契約者(被保険者)に対し、告知をしないことを勧めたとき。

- 4) 前項第4号および第5号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者(被保険者)が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。
- 5) 本条により当社が保険契約を解除する場合は、解除事由が生じた時から解除された時までに支払事由が生じても、保険金支払の責任を負いません。
- 6) 当社が契約を解除し保険金を支払わない場合、当社がすでに保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができるものとします。
- 7) 本保険契約が解除された場合、未経過期間に対し日割をもつて計算した保険料を返還します。

第16条 重大事由による解除

当社は、次のいずれかに該当する事由(重大事由)がある場合には、この保険契約を解除することができるものとします。この場合、当社より保険契約者宛にすみやかに解除の通知を行います。

- 1) 保険契約者(被保険者)が、保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こすか、起こそうとしたとき。
- 2) 保険金の請求に関して、保険契約者(被保険者)が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
- 3) 保険契約者(被保険者)が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- 4) 本項第1号から第3号までに掲げるもののほか、保険契約者(被保険者)が、本項第1号から第3号までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- 2) 本条による解除については、前条第2項、第5項、第6項および第7項の規定を適用します。

第17条 解約

保険契約者はいつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。

- 2) 保険契約者が保険契約を解約する場合には、当社所定の書面を提出してください。
- 3) 解約手続きを行った場合、保険契約者が指定する解約日の24時をもって補償は終了します。
- 4) この保険契約を解約した場合、別表2に定める未経過保険料を返還します。

第18条 配当金

この保険契約には契約者配当金はありません。

第19条 時効

保険金の請求権は、支払事由発生日の翌日から起算して3年間請求がない場合、時効により消滅します。

- 2) 未経過保険料の請求権は保険契約の消滅日より3年間請求が無い場合、時効により消滅します。

第20条 契約内容の見直し

当社はこの保険種類の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約継続の際に保険料を増額または保険金額を減額することができます。この場合、変更日の2か月前までに保険契約者に文書で通知の上、変更日から保険料または保険金額を変更します。

- 2) 当社はこの保険種類が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険種類の販売を取りやめ、保険契約の継続を取り扱わないことがあります。この場合、中止の2か月前までに保険契約者に継続を取り扱わない旨を文書で通知します。
- 3) 保険金の支払事由発生率が予想を著しく超過するなどで、収支の改善が見込めないときは、保険期間中において保険契約の保険料を増額しもしくは保険金額を減額すること、または既に支払事由の生じた保険金の削減支払を行うことがあります。この場合、変更日の2か月前までに文

書で通知します。

第21条 準拠法および管轄裁判所

保険契約に関する争い、訴訟については日本国の法律に従って解釈されるものとします。

2 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

別表1 必要書類

| 項目 | 必要書類 |
|---------|---|
| 賠償責任保険金 | ① 所定の保険金支払請求書 ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書 ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類 ④ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類 ⑤ 損害の範囲に規定する争訟費用/損害防止軽減費用/緊急措置費用/協力費用/初期対応費用および個人情報漏洩対応費用の支出を証する領収書または精算書 ⑥ 保険証券 |

*当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。

別表2 未経過保険料

未経過保険料は、保険料から既に行事が開催された日に対応する保険料を差し引いた額とします。

傷害保険 普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----------|---|
| 医学的他覚所見 | 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 |
| 医科診療報酬点数表 | 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 |
| 危険 | 傷害の発生の可能性をいいます。 |
| 競技等 | 競技、競争、興行 (*1) または試運転 (*2) をいいます。 (*1) いずれもそのための練習を含みます。 (*2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 |
| 特定重度障害 | 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損で、別表2に記載したものをいいます。 |
| 公的医療保険制度 | 次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア. 健康保険法 イ. 国民健康保険法 ウ. 国家公務員共済組合法 エ. 地方公務員等共済組合法 オ. 私立学校教職員共済法 カ. 船員保険法 キ. 高齢者の医療の確保に関する法律 |
| 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 (*1) (*1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。 |
| 医科診療報酬点数表 | 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 |
| 自動車等 | 自動車または原動機付自転車をいいます。 |
| 手術 | 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ア. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療 |

| | |
|---------|--|
| | 行為 (*1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 (ア) 創傷処理 (イ) 皮膚切開術 (ウ) デブリードマン (エ) 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 (オ) 抜歯手術 イ. 先進医療 (*2) に該当する診療行為 (*3) (*1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (*2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 (*3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接的目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。 |
| 乗用具 | 自動車等、モーター艇、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (*1) 水上オートバイを含みます。 |
| 他の保険契約等 | この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 治療 | 医師 (*1) が必要であると認め、医師 (*1) が行う治療をいいます。 (*1) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 |
| 通院 | 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 |
| 通院保険金日額 | 保険証券記載の通院保険金日額をいいます。 |
| 入院 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 |
| 入院保険金日額 | 保険証券記載の入院保険金日額をいいます。 |
| 配偶者 | 婚姻の相手をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。 |
| 被保険者 | 保険証券記載の被保険者をいいます。 |
| 保険期間 | 保険証券記載の保険期間をいいます。 |
| 保険金 | 死亡保険金、特定重度障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。 |
| 保険金額 | 保険証券記載の保険金額をいいます。 |

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

- 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外來の事故 (*1) によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
- (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 (*2) を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
(*1) 以下「事故」といいます。
(*2) 繼続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合ーその1)

- 当会社は、以下のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者 (*1) または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者 (*2) の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わな

いのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

7. 法令に定められた運転資格 (*3) を持たないで自動車等を運転している間

1. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

9. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ (*4)、シンナー等 (*5) を使用した状態で自動車等を運転している間

⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術

その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧被保険者に対する刑の執行

⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (*6)

⑩地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪核燃料物質 (*7) もしくは核燃料物質 (*7) によって汚染された物 (*8) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫⑨から⑪までの事由に伴隨して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群 (*9)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。

(*) 1 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*) 2 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*) 3 運転する地における法令によるものをいいます。

(*) 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に定める指定薬物をいいます。

(*) 5 毒物及び劇物取締法第 3 条の 3 の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*) 6 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*) 7 使用済燃料を含みます。

(*) 8 原子核分裂生成物を含みます。

(*) 9 いわゆる「むちうち症」をいいます。

第 4 条 (保険金を支払わない場合ーその 2)

当会社は、被保険者が以下のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

①被保険者が別表 1 に掲げる運動等を行っている間

②被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

7. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記⑨に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

1. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間。ただし、下記⑨に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

9. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間

第 5 条 (死亡保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は、保険金額の全額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(2) 第 33 条 (死亡保険金受取人の変更) (1) または (2) の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が 2 名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第 33 条 (8) の死亡保険金受取人が 2 名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(4) 前各号の規定にかかわらず、特定重度障害保険金が支払われた場合に

は、当会社は、死亡保険金を支払いません。

第 6 条 (特定重度障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に別表 2 に記載する特定重度障害が生じた場合は、保険金額の全額を特定重度障害保険金として被保険者に支払います。

(2) 当会社は、特定重度障害保険金の支払請求を受けていた場合において、それを支払う前に、さらに死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、特定重度障害保険金を支払いません。特定重度障害保険金を支払った後に、死亡保険金の請求を受けた場合も、当会社はこれを支払いません。

第 7 条 (入院保険金および手術保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数} \text{ (*)} = \text{入院保険金の額}$$

(2) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律第 6 条 (臓器の摘出) の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置 (*2) であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において、第 2 条の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限ります (*3)。

①入院中 (*4) に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10 = \text{手術保険金の額}$$

②①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5 = \text{手術保険金の額}$$

(5) 入院保険金、手術保険金、通院保険金の支払限度額は 80 万円とし、保険期間中の入院保険金、手術保険金、通院保険金の支払額の合計額が 80 万円に達した場合、超過する金額は支払いません。この場合、保険契約は特に条件を付加することなく継続しますが、80 万円に達した日に遡って保険契約の入院、手術に関する補償は消滅し、別表 4 の「一時払保険料」を「入院、手術に係る一時払保険料」と読み替えて算出した未経過保険料を返還します。

(*) 180 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(*) 2 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*) 3 1 事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(*) 4 第 2 条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第 8 条 (通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数} \text{ (*)} = \text{通院保険金の額}$$

(2) 被保険者が通院しない場合においても、別表 3 に掲げる部位の骨折、脱臼、靭帯損傷等によりギブス等 (*2) を常時装着したときは、その日数について、(1) の通院をしたものとみなします。ただし、診断書に別表 3 に掲げる部位の骨折、脱臼、靭帯損傷等によりギブス等 (*2) の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギブス等 (*2) の装着に関する記載がなされている場合に限ります。

(3) 当会社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、第 7 条 (入院保険金および手術保険金の支払) の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(5) 入院保険金、手術保険金、通院保険金の支払限度額は 80 万円とし、保険期間中の入院保険金、手術保険金、通院保険金の支払額の合計額が 80 万円に達した場合、超過する金額は支払いません。この場合、保険契約は特に条件を付加することなく継続しますが、80 万円に達した日に遡って保険契約の通院に関する補償は消滅し、別表 4 の「一時払保険料」を通院に係る一時払保険料と読み替えて算出した未経過保険料を返還します。

(*)1 90 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(*)2 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレース (*)3 および三内式シーネをいいます。

(*)3 下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。

第 9 条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第 2 条の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第 3 章 基本条項

第 11 条（責任の開始時期および契約日）

(1) 当会社が保険契約の申込みを承諾したときは、申込書記載の契約始期日時（インターネットを利用して保険契約を申し込む場合は、保険契約申込画面に表示された契約始期日時）より責任を開始し、この日を契約日とします。ただし、当該契約日に対して当会社が定める締切日までに、申込書類（インターネットを利用して保険契約を申し込む場合は、入力または選択された所要事項）が当会社または代理店に到着していることが必要です。

(2) 保険期間は 1 年間とし、契約日または自動継続日から 1 年後の契約始期日時と同日同時刻までとします。ただし、保険期間は、契約初年度のみ、当会社の定めるところにより、任意の日時までとすることができます。

(3) 保険契約者が第 12 条（保険料の払込）(2) に規定する払い込み期において保険料を支払っていない場合、(1) の責任を開始した後でも、当会社は、保険金を支払いません。ただし、保険契約者が第 12 条（保険料の払込）(3) に規定する払い込みを猶予された日までに保険料を支払った場合は、この限りではありません。

(4) 保険契約者が第 12 条（保険料の払込）(3) に規定する払い込みを猶予された日において保険料を支払っていない場合、保険契約は契約日に遡って失効します。この場合、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(5) 保険契約が成立したときは、当会社は、保険証券を発行し、普通保険約款とともに契約者宛に送付します。ただし、当会社と契約者の間で保険証券不発行の合意が得られた場合には、保険証券および普通保険約款は送付しません。この場合、電磁的方法により保険契約内容および普通保険約款を確認できるようにします。

第 12 条（保険料の払込）

(1) 保険料の払込方法（経路）は、保険料口座振替扱またはクレジットカード払いによるものとします。

(2) 当会社は払い込み期日を以下のとおり定めます。

① 口座振替により保険料を払い込む場合

保険契約の契約日の属する月の翌月内で当会社が指定する口座振替

日を保険料払い込み期日とします。ただし、契約日が月の末日の場合は、契約日の属する月の翌々月内で当会社が指定する口座振替日を保険料払い込み期日とします。

② クレジットカード払いにより保険料を払い込む場合

保険契約の契約日の属する月の翌月末を保険料払い込み期日とします。

(3) やむを得ない理由により保険料が払い込み期日までに支払われなかった場合は、払い込み猶予を以下の通り定めます。

① 口座振替により保険料を払い込む場合

払い込み期日の翌月内で当会社が指定する口座振替日まで保険料の払い込みを猶予することができます。

② クレジットカード払いにより保険料を払い込む場合

払い込み期日の翌月末まで保険料の払い込みを猶予することができます。

(4) 払込方法が口座振替の場合、当会社は保険契約者より申出のあった金融機関の口座（以下「指定口座」といいます。）から当会社が指定する振替日に保険料の振替手続を行ない、指定口座から振替えられたことをもって、振替日に保険料の払込があったものとします。また、払込方法がクレジットカード払いの場合は、当会社はクレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認を行った上でカード会社に保険料を請求し、この日に払い込みがあったものとします。

(5) (1) の規定にかかわらず、口座振替またはクレジットカード払いによる保険料の払込みができない特別な事情が保険契約者にあり、当会社に申出があった場合、当会社の指定する他の方法（当会社指定口座への送金等）で保険料を払い込むことができます。

(6) 払込方法（回数）は、一時払のみを取り扱います。

第 13 条（保険契約の自動継続）

(1) 有効な保険契約の保険期間が終了したときは、終了した日を継続日として、保険契約は自動継続されます。ただし、当会社または契約者が保険期間終了までに自動継続しない旨の申出を行った場合を除きます。

(2) (1) にかかわらず、以下の事由により自動継続を取り扱わないことがあります。この場合、契約者宛に通知します。

① この保険種類の新規引受を終了したとき。

② 保険金の支払事由発生率が予想を著しく超過するなどで、この保険種類の収支の改善が見込めないとき。

③ 被保険者が、被保険者となる資格を喪失したとき。

(3) 継続後の保険契約については、つぎに定めるところによります。

① 継続後の保険金額は、継続前の保険金額と同一とします。また、保険料は継続日における保険料率に基づき、あらためて計算します。

② (1) にかかわらず、当会社が制度、料率等（注）を改定したときは、継続後の保険契約に対しては継続日における制度、料率等が適用されます。また、この保険契約に付帯された特約が、継続日において当会社の定める適用条件の範囲外となる場合は、その特約は継続後の保険契約には適用しません。なお、特約の適用条件によってその特約が自動的に適用される場合と自動的に適用されない場合があります。

（注）制度、料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。

③ 保険契約を継続した場合、新たに保険証券を送付しません。この場合、旧保険証券および継続通知書をもって新保険証券に代えるものとします。

④ 継続後の当会社の保険金の支払責任は、継続前の保険期間が終了した時から開始します。

(4) 当会社は保険期間が終了する日の 1 か月前までに、契約者宛に「継続案内」を送付します。

(5) 保険契約が継続された場合は、当会社は契約者宛に「継続通知書」を送付します。

(6) 第 11 条（責任の開始時期および契約日）(5) に従い、当会社と契約者の間で保険証券不発行の合意が得られている場合には、継続通知書も送付しません。この場合、電磁的方法により保険契約内容を確認できるようにします。

第 14 条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合は事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、以下のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

- ②当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合は過失によってこれを知らなかつた場合 (*1)
- ③保険契約者または被保険者が、第 2 条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または保険契約締結時から 5 年を経過した場合 (4) (2) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第 23 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (*)1 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第 15 条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も (1) と同様とします。
- (3) 職業または職務の変更の事実 (*1) が生じ、この保険契約の引受範囲を超える (*2) こととなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、第 13 条（保険契約の自動継続）の規定は適用しないものとします。
- (*1) (1) または (2) の変更の事実をいいます。
- (*2) 保険契約の引受対象外職業として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第 16 条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。

第 17 条（保険契約の無効）

- 以下に掲げる事実のいずれかがあつた場合には、保険契約は無効とします。
- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ②保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合 (*1) に、その被保険者の同意を得なかつたとき。
- (*1) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第 18 条（保険契約の失効）

- 以下に掲げる事実のいずれかがあつた場合には、保険契約は効力を失います。
- ①保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合
- ②保険契約締結の後、被保険に重度障害保険金を支払った場合

第 19 条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 20 条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 21 条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、以下のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保

- 険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力 (*1) に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力 (*1) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力 (*1) を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力 (*1) がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力 (*1) と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、以下のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 (*2) を解除することができます。
- ①被保険者が、(1) の③ア. からオ. のいずれかに該当すること。
- ②被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) の③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が傷害 (*3) の発生した後になされた場合であっても、第 23 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の①から⑤までの事由または (2) の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害 (*3) に対しては、当会社は、保険金 (*4) を支払いません。この場合において、既に保険金 (*4) を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (*1) 暴力団、暴力団員 (*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (*2) その被保険者に係る部分に限ります。
- (*3) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
- (*4) (2) の②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) の③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
- (*5) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。

第 22 条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、以下のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対するこの保険契約 (*1) を解除することを求めることができます。
- ①この保険契約 (*1) の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第 21 条（重大事由による解除）(1) の①または②に該当する行為のいずれかがあつた場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第 21 条 (1) の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
- ④第 21 条 (1) の④に規定する事由が生じた場合
- ⑤②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約 (*1) の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約 (*1) の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があつた場合
- (2) 保険契約者は、(1) の①から⑥までの事由がある場合において被保険者から (1) に規定する解除請求があつたときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約 (*1) を解除しなければなりません。
- (3) (1) の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約 (*1) を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があつた場合に限ります。
- (4) (3) の規定によりこの保険契約 (*1) が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。
- (*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第 23 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第24条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第17条（保険契約の無効）の①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、別表4に定める未経過保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合および第6条（特定重度障害保険金の支払）(1)の特定重度障害保険金を支払うべき傷害によって被保険者に特定重度障害が生じた場合には、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還－取消しの場合）

第19条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 以下の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- ①第14条（告知義務）(2)
- ②第21条（重大事由による解除）(1)
- (2) 第20条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、別表4に定める未経過保険料を返還します。
- (3) 第21条(2)の規定により、当会社がこの保険契約（*1）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) 第22条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（*1）を解除した場合には、当会社は、別表4に定める未経過保険料を返還します。
- (5) 第22条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（*1）を解除した場合には、当会社は、別表4に定める未経過保険料を保険契約者に返還します。

（*1）その被保険者に係る部分に限ります。

第27条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となつた事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となつた場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、以下の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ①死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ②特定重度障害保険金については、被保険者に特定重度障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③入院保険金については、被保険者が被つた第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ④手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
- ⑤通院保険金については、被保険者が被つた第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場

合は、別表5に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、以下に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*1）

②①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（*1）または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（*1）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第29条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（*1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な以下の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容

④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(2) (1)の確認をするため、以下に掲げる特別な照会または調査が不可な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（*1）からその日を含めて以下に掲げる日数（*2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①（1）の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（*3）180日

②（1）の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会90日

③（1）の③の事項のうち、特定重度障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、特定重度障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会120日

④災害救助法が適用された災害の被災地域における（1）の①から④までの事項の確認のための調査60日

⑤（1）の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（*4）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（*1）被保険者または保険金を受け取るべき者が第28条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（*2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（*3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第30条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1)当会社は、第27条（事故の通知）の規定による通知または第28条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることがあります。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検査（*1）のために必要とした費用（*2）は、当会社が負担します。
- (*1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (*2)収入の喪失を含みません。

第31条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第33条（死亡保険金受取人の変更）

- (1)保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2)保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5)保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8)死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（*1）を死亡保険金受取人とします。
- (9)保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
- (*1)法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第34条（保険契約者の変更）

- (1)保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその事実を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第35条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1)この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることがあります。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

(3)保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帶してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（契約内容の見直し）

- (1)当会社はこの保険種類の収支状況などの事情から、当会社の定めるところにより、契約継続の際に保険料を増額または保険金額を減額することができます。この場合、変更日の2か月前までに契約者に文書で通知の上、変更日から保険料または保険金額を変更します。
- (2)当会社はこの保険種類が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険種類の販売を取りやめ、保険契約の継続を取り扱わないことがあります。この場合、中止の2か月前までに契約者に継続を取り扱わない旨を文書で通知します。
- (3)保険金の支払事由発生率が予想を著しく超過するなどで、収支の改善が見込めないときは、保険期間中において保険契約の保険料を増額しもしくは保険金額を減額すること、または既に支払事由の生じた保険金の削減支払を行うことがあります。この場合、変更日の2か月前までに文書で通知します。

第39条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条（保険金を支払わない場合－その2）の①の運動等
山岳登はん（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (*2)グライダーおよび飛行船を除きます。
- (*3)職務として操縦する場合を除きます。
- (*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（*5）を除きます。
- (*5)パラプレーン等をいいます。

別表2 特定重度障害

- (1)両眼が失明したもの
- (2)咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの
- (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの
- (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの
- (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (6)両上肢の用を全廃したもの
- (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (8)両下肢の用を全廃したもの
- (9)1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの
- (10)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの
- (11)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの
- (12)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの
- (13)両上肢を手関節以上で失ったもの
- (14)両下肢を足関節以上で失ったもの

注 上肢、下肢の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表3 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

- 1.長管骨（*1）または脊柱
- 2.長管骨（*1）に接続する上肢または下肢の三大関節部分（*2）
- 3.肋骨または胸骨（*3）
- 4.頸骨または顎関節（*4）

(*1)長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をい

います。

(*2) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節お

よび足関節をいいます。

(*3) 体幹部を固定した場合に限ります。

(*4) 三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限ります。

別表4 未経過保険料

未経過保険料は、以下のとおりとします。

未経過保険料=一時払保険料（注）×未経過期間÷12
(円未満切り捨て)

* 未経過期間は、解約日または消滅日から満了日までの月数とします。（月未満の端数日は切り捨てます。）

(注) 一時払保険料とは、保険期間1年の保険契約の一時払保険料相当額をいいます。

別表5 保険金請求書類

| 保険金種類 提出書類 | 死亡 | 特定 重度 障害 | 入院 | 手術 | 通院 |
|--|----|----------------|----|----|----|
| 1. 保険金請求書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2. 保険証券 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3. 当会社の定める傷害状況報告書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5. 死亡診断書または死体検索書 | ○ | | | | |
| 6. 特定重度障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類 | | | ○ | | ○ |
| 8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書 | ○ | | | | |
| 9. 被保険者の印鑑証明書 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10. 被保険者の戸籍謄本 | ○ | | | | |
| 11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合） | ○ | | | | |
| 12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 13. その他当会社が第29条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

行事参加者の傷害危険担保特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が行事（*1）に参加している間および第2条（定義）に定義する集合地または解散地と自宅との経路往復中に被った傷害に限り、

この特約および普通約款（*2）の規定に従い保険金を支払います。

(*1) 保険証券記載の行事をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（被保険者）

第1条（保険金を支払う場合）の「行事に参加している間」とは、被保険者が行事に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。ただし、いかなる場合においても宿泊のため宿泊施設に入つてから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除きます。

第3条（被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券記載の者とします。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者について保険証券記載の金額とします。

第5条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第6条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第28条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほかに、行事の主催者が発行する行事に参加している間に生じた事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

第7条（普通約款の適用除外）

普通約款の以下の規定は適用しません。

① 第13条（保険契約の自動継続）

第8条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

| | 箇所 | 読み替え前 | 読み替え後 |
|---|---------------------------------|---|---------------------------|
| ① | 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(5) | 別表4の「一時払保険料」を「入院、手術に係る一時払保険料」と読み替えて算出した未経過保険料 | 保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いた額 |
| ② | 第8条（通院保険金の支払）(5) | 別表4の「一時払保険料」を「通院に係る一時払保険料」と読み替えて算出した未経過保険料 | 保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いた額 |
| ③ | 第26条（保険料の返還－解除の場合）(2)、(4)および(5) | 別表4に定める未経過保険料 | 保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いた額 |

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

施設入場者の傷害危険担保特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が施設（*1）内および施設と自宅との経路往復中に被った傷害に限り、この特約および普通約款（*2）の規定に従い保険金を支払います。

(*1) 保険証券記載の施設をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券記載の者とします。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、施設ごとに、すべての被保険者について同一とし、1被保険者について保険証券記載の金額とします。

第4条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第5条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第28条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほかに、施設の管理責任者が発行する施設内において生じた事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

第7条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

| | 箇所 | 読み替え前 | 読み替え後 |
|---|--------------------------------|---|---------------------------|
| ① | 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(5) | 別表4の「一時払保険料」を「入院、手術に係る一時払保険料」と読み替えて算出した未経過保険料 | 保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いた額 |
| ② | 第8条（通院保険金の支払）(5) | 別表4の「一時払保険料」を「通院に係る一時払保険料」と読み替えて算出した未経過保険料 | 保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いた額 |
| ③ | 第26条（保険料の返還解除の場合）(2)、(4)および(5) | 別表4に定める未経過保険料 | 保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いた額 |

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

国内旅行特約（傷害保険用）

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| 親族 | 6親等内の血族、配偶者(*1)または3親等内の姻族をいいます。 (*1)普通約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。 |
| 旅行行程 | 保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、被保険者(*1)が旅行行程中に日本国内において普通約款(*2)第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った場合は、この特約および普通約款の規定に従い保険金を支払います。
- 当会社は、(1)のほか、旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶(*3)が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶(*3)に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が日本国外において旅行行程中に被った傷害に対しても、保険金を支払います。
- (1)および(2)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*4)を含みます。
(*1) 保険証券記載の被保険者をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) 日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

(*4) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間(*1)の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) (1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、以下に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険期間の末日の午後12時から被保険者が正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに必要とした時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間を限度として、保険責任の終期は延長されるものとします。

ただし、以下の③から⑥までのいずれかによる場合は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、48時間を限度として延長されるものとします。

① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関(*2)または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束

② 被保険者が誘拐されたこと

③ 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関(*2)のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休

④ 交通機関(*2)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能

⑤ 被保険者が治療を受けたこと

⑥ 被保険者の同行家族(*3)または同行予約者(*4)が入院したこと

(4) (1)または(3)の規定にかかわらず、当会社の保険責任期間は、1年を限度とします。

(5) (1)または(3)の規定にかかわらず、当会社は、以下のいずれかに掲げる事由による傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険料領収前に生じた事故

② 被保険者の旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故

(*1) 保険証券記載の保険期間をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。ただし、航空機または船舶については、日本を出発して日本に帰着する予定のものもいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

(*3) 被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者(*5)、被保険者もしくは配偶者(*5)と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者(*5)と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。

(*4) 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行している者をいいます。

(*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（普通約款の適用除外）

普通約款の以下の規定は適用しません。

① 第13条（保険契約の自動継続）

② 第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）

第5条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

| | 箇所 | 読み替え前 | 読み替え後 |
|---|---|-------------------|-----------------------|
| ① | ア. 第5条（死亡保険金の支払）(1) イ. 第6条（特定重度障害保険金の支払）(1) ウ. 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1) エ. 第8条（通院保険金の支払）(1) オ. 第9条（死亡の推定） | 第2条（保険金を支払う場合）の傷害 | この特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害 |

| | | | |
|---|--|---|-------------------------------------|
| | カ. 第10条(他の身体の障害または疾病的影響) (1) キ. 第27条(事故の通知) (1) ケ. 第28条(保険金の請求) (1)の③ | | |
| ② | ア. 第7条(4) イ. 第7条の(*4) ウ. 第10条(2) エ. 第28条(1)の④および⑤ | 第2条の傷害 | この特約第2条の傷害 |
| ③ | 第14条(告知義務)(3)の③ | 第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に | この特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故による傷害を被る前に |
| ④ | 第26条(保険料の返還解除の場合)(2)、(4)および(5) | 別表4に定める未経過保険料 | 保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いた額 |
| ⑤ | 第7条(入院保険金および手術保険金の支払)(5) | 別表4の「一時払保険料」を「入院、手術に係る一時払保険料」と読み替えて算出した未経過保険料 | 保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いた額 |
| ⑥ | 第8条(通院保険金の支払)(5) | 別表4の「一時払保険料」を「通院に係る一時払保険料」と読み替えて算出した未経過保険料 | 保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いた額 |

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

天災危険担保特約

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、傷害保険普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合ーその1)(1)の⑩および⑪の規定にかかわらず、以下に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条(保険金の支払時期)

当会社は、傷害保険普通保険約款第29条(保険金の支払時期)(2)の⑤の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

「⑥ 災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の①から④までの事項の確認のための調査180日」

感染症保険 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険契約は、被保険者が感染症を発病し、死亡した場合に死亡保険金を、入院・通院または医師による自宅待機をした場合に見舞金を支給することを主な内容としています。

(用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 保険契約者 | 当社とこの保険契約を締結した、保険証券に記載された者をいいます。 |
| 被保険者 | この保険契約により、補償の対象となる人で、保険証券に記載された者をいいます。 |
| 告知義務 | ご契約の際に、危険に関する重要な事項などの当社がお尋ねする重要な事柄について、ありのままに報告していただく義務のことをいいます。 |
| 通知義務 | ご契約の際に告知していただいた重要な事柄が、保険期間中に変更となった場合に、その変更内容を当社または代理店に通知していただく義務のことをいいます。 |
| 告知義務違反 | 告知していただいた内容が事実と違っていた場合または告知いただけなかった場合をいい、この場合は告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。 |
| 保険料 | 保険契約者から当社にお支払いいただくお金のことです。 |
| 契約日 | 保険契約の始期をいい、保険期間等の基準となります。契約日から10日間は保険金等の支払いを不担保とし、10日を経過した日の翌日午前0時から当社の責任を開始します。 |
| 支払事由 | 保険金等をお支払いする場合のことです。 |
| 免責事由 | 支払事由に該当していたとしても、保険者として、保険契約に基づく保険金等をお支払いしない場合のことです。 |
| 解除 | 当社の意思によって、この保険契約の効力を失わせることをいいます。 |
| 解約 | 保険契約者の意思によって、この保険契約の効力を失わせることをいいます。 |
| 入院 | 医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療をすることをいいます。 |
| 通院 | 医師による治療が必要なため、病院または診療所において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けることをいいます。 |
| 自宅待機 | 当該感染症を他人に感染させる危険があるため、医師の指導に基づき一定期間自宅待機することをいいます。 |
| 自宅待機期間 | 被保険者が感染症に罹患し、医師の指導に基づき自宅待機している期間のことと、通院することを要しません。見舞金の対象日数は、通院と自宅待機期間を合算して日数を判定(重複する日は1日とみなします。)します。 |

第1条 保険金等の支払

この保険契約の保険金等は、つぎのとおりです。

| 名称 | 支払事由 | 支払額 | 受取人 | 保険金等を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。) |
|-------|---|--|------------|--|
| 死亡保険金 | 被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合。 | 保険証券記載の保険金額の全額を支払います。 | 被保険者の法定相続人 | (1)責任開始日前にすでに感染症を発病しているとき。 (2)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により感染症を発病したとき。 (3)テロ行為により感染症を発病したとき。(その感染症が別表1に記載の感染症であったとしても免責とします。) |
| 入院見舞金 | 被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を発病(注)し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に入院した場合。 | 入院日数により定められた保険証券記載の見舞金額を支払います。 | 被保険者 | |
| 通院・自 | 被保険者が国内で、責任開始日以降かつ保険期間中に感染症を | 通院日数と自宅待機日数の合計日数により定められた保険証券記載の見舞金額を支払います。 | 被保険者 | |

| | | | |
|----------------------------|---|---|--|
| 宅 待 機 見 舞 金 | 発病（注）し、その直接の結果として、発病日からその日を含めて180日以内に、通院または自宅待機をした場合。 | す。但し、自宅待機期間中の通院日数はカウントしません。また、通院日数は通院した日の数とし、同じ日に2回以上通院した場合でも1日分とします。ただし、「新型コロナウイルス感染症」（名称が変更となった場合は変更後の名称）の通院・自宅待機見舞金は不担保とします。 | |
|----------------------------|---|---|--|

（注）「感染症を発病」とは、医師により感染症と診断されることにより確定するものとし、「発病日」は、医師が感染症と診断するために行った検査の日と医師により感染症の治療が開始された日のいずれか早い日とします。但し、被保険者が死亡した後に感染症と診断された場合には、死亡した日を発病日とみなします。なお、「医師により感染症と診断」は、病原体に応じた検査による場合の他、症状などから明らかまたは強く疑われる医師が判断した場合を含むものとします。

第2条 保険金等の支払いに関する補足

- 第1条の支払いの対象となる感染症は、別表1に記載の感染症とします。
- 契約日からその日を含めて10日以内に発病した場合は、不担保とし、死亡保険金、入院見舞金及び通院・自宅待機見舞金は支払いません。
- 本条および第9条（契約内容の変更）において入院見舞金および通院・自宅待機見舞金を総称して見舞金といいます。見舞金の支払限度額は80万円とし、保険期間中の見舞金の支払額の合計額が80万円に達した場合、超過する金額は支払いません。
- 見舞金は、保険期間中に同一の感染症を複数回発病した場合は、1回目の発病のみを見舞金の支払の対象とします。なお、1回の発病による入院または通院・待機が2つ以上の保険期間に渡る場合は、発病日が属する保険期間で発病があったものと取り扱います。
- 感染症の治療中に新たに他の感染症を発病した場合でも、見舞金の支払いは重複しては行いません。ただし、先に発病した感染症の入院または通院・自宅待機（以下、「治療」といいます。）が終了しかつ後に発病した感染症の治療が継続しているときは、後に発病した感染症は先に発病した感染症の治療が終了した日の翌日から新たに治療を開始したものとみなし、見舞金の支払の対象とします。
- 同時に2種類以上の感染症を発病した場合でも、見舞金の支払いは重複しては行いません。ただし、いずれかの感染症の治療が終了しかつ他の感染症の治療が継続しているときは、継続して治療している感染症は先に治療が終了した感染症の治療が終了した日の翌日から新たに治療を開始したものとみなし、見舞金の支払の対象とします。
- 死亡保険金の受取人について、当社の定めるところにより、被保険者の同意を得て、特定の者に変更することができます。
- 保険契約者が法人または個人事業主で、社内規程等によりこの保険の保険金等を従業員に支払う定めがある場合は、被保険者の同意を得て、保険金等の受取人を当該法人または個人事業主とすることができます。
- 免責事由に該当した場合でも、保険契約は継続します。但し、死亡保険金の免責事由に該当した場合は、死亡日に遡って保険契約は消滅するものとし、別表3に定める未経過保険料を返還します。
- 死亡保険金を支払った場合、死亡日に遡って、保険契約は消滅します。この場合、保険料は返還しません。
- 見舞金を支払った後の保険契約は、特に条件を付加することなく継続します。ただし、保険期間中の見舞金の支払額の合計額が80万円に達した場合、80万円に達した日に遡って保険契約の見舞金に関する補償は消滅します。この場合、別表3の「一時払保険料」を「見舞金補償に係る一時払保険料」と読み替えて算出した未経過保険料を返還します。

第3条 保険契約者

この保険契約における保険契約者は、被保険者本人、または被保険者と雇用等の一定の関係がある法人または個人事業主等とします。

第4条 被保険者の範囲

申込みの日または継続日において、日本国内に在住する個人とします。

第5条 責任の開始時期および契約日

当社が保険契約の申込みを承諾したときは、申込書記載の契約始期の日（インターネットを利用して保険契約を申し込む場合は、保険契約申込画面に表示された契約始期の日）を契約日とし、契約日を含む10日を経過した日（責任開始日）の午前0時に保険金等支払の責任を開始します。ただし、当該契約日に対して当社が定める締切日までに、申込書類（インターネットを利用して保険契約を申し込む場合は、入力または選択された所要事項）が当社または代理店に到着していることが必要です。

- 保険期間は1年間とし、契約日または継続日から1年後の契約始期日時と同日同時刻までとします。ただし、契約初年度のみ、当社の定めるところにより、任意の日時までとすることができます。
- 保険契約者が第6条（保険料の払込）第2項に規定する払い込み期日において保険料を支払っていない場合、第1項の責任を開始した後でも、当社は、保険金等を支払いません。ただし、保険契約者が第6条（保険料の払込）第3項に規定する払い込みを猶予された日までに保険料を支払った場合は、この限りではありません。
- 保険契約者が第6条（保険料の払込）第3項に規定する払い込みを猶予された日において保険料を支払っていない場合、保険契約は契約日に遡って失効します。この場合、既に保険金等を支払っていたときは、当社は、保険金等の返還を請求することができます。
- 保険契約が成立したときは、当社は、保険証券を発行し、普通保険約款とともに保険契約者宛に送付します。ただし、当社と保険契約者の間で保険証券不発行の合意が得られた場合には、保険証券および普通保険約款は送付しません。この場合、電磁的方法により保険契約内容および普通保険約款を確認できるようにします。

第6条 保険料の払込

保険料の払込方法（経路）は、原則として保険料口座振替扱またはクレジットカード払いによるものとします。

- 当社は払込期日を以下のとおり定めます。

①口座振替により保険料を払い込む場合

保険契約の契約日の属する月の翌月内で当社が指定する口座振替日を保険料払い込み期日とします。ただし、契約日が月の末日の場合は、契約日の属する月の翌々月内で当社が指定する口座振替日を保険料払い込み期日とします。

②クレジットカード払いにより保険料を払い込む場合

保険契約の契約日の属する月の月末を保険料払い込み期日とします。

- やむを得ない理由により保険料が払い込み期日までに支払われなかった場合は、払い込み猶予を以下の通り定めます。

①口座振替により保険料を払い込む場合

払い込み期日の翌月内で当社が指定する口座振替日まで保険料の払い込みを猶予することができます。

②クレジットカード払いにより保険料を払い込む場合

払い込み期日の月末まで保険料の払い込みを猶予することができます。

- 払込方法が口座振替の場合、当社は保険契約者より申出のあった金融機関の口座（以下「指定口座」といいます。）から当社が指定する振替日に保険料の振替手続を行ない、指定口座から振替えられたことをもって、振替日に保険料の払込があったものとします。また、払込方法がクレジットカード払いの場合は、当社はクレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認を行った上でカード会社に保険料を請求し、この日に払い込みがあったものとします。

- 口座振替またはクレジットカード払いによる保険料の払込みができない特別な事情が保険契約者にあり、当社に申出があった場合、当社の指定する他の方法（当社指定口座への送金等）で保険料を払い込むことができます。

- 払込方法（回数）は、一時払のみを取り扱います。

第7条 保険契約の自動継続

有効な保険契約の保険期間が終了したときは、終了した日を継続日として、保険契約は自動継続されます。但し、当社または保険契約者が保険期間終了までに自動継続しない旨の申出を行なった場合を除きます。

- 前項に係わらず、以下の事由により自動継続を取り扱わないことがあります。この場合、保険契約者宛に通知します。

1) この保険種類の新規引受を終了したとき。

2) 保険金等の支払事由発生率が予想を著しく超過するなどで、この保険種類の収支の改善が見込めないとき。

3) 被保険者が、被保険者となる資格を喪失したとき。

- 継続後の保険契約については、つぎに定めるところによります。

1) 継続後の保険金等の額は、継続前の保険金等の額と同一とします。ただし、第2条（保険金等の支払いに関する補足）第12項の規定により見舞金に関する補償が消滅している場合の見舞金の額は、消滅前の見舞金の額と同一とします。また、保険料は継続日における保険料率に基づき、あらためて計算します。

2) 前号にかかわらず、当社が制度、料率等（注）を改定したときは、継続後の保険契約に対しては継続日における制度、料率等が適用されます。また、この保険契約に付帯された特約が、継続日において当社の定める適用条件の範囲外となる場合は、その特約は継続後の保険契約には適用しません。なお、特約の適用条件によってその特約が自動的に適用される場合と自動的に適用されない場合があります。

- (注) 制度、料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。
- 3) 保険契約を継続した場合、新たに保険証券を送付しません。この場合、旧保険証券および継続通知書をもって新保険証券に代えるものとします。
- 4) 継続後の当社の保険金等の支払責任は、継続前の保険期間が終了した時から開始します。
- 4 当社は保険期間が終了する日の1か月前までに、保険契約者宛に「継続案内」を送付します。
- 5 保険契約が継続された場合は、当社は保険契約者宛に「継続通知書」を送付します。

6. 第5条（責任の開始時期および契約日）第5項に従い、当社と保険契約者の間で保険証券不発行の合意が得られている場合には、継続通知書も送付しません。この場合、電磁的方法により保険契約内容を確認できるようにします。

第8条 保険金等の請求手続き等

- 保険金等の支払事由が生じた場合、保険契約者または保険金等の受取人はすみやかに当社または代理店に通知して下さい。
- 2 保険契約者または保険金等の受取人は、別表2に定める当社の指定する必要書類を提出して下さい。
- 3 当社は、死亡保険金については請求完了日からその日を含めて5日以内に、その他の見舞金については請求完了日からその日を含めて30日以内に、当社が保険金等を支払うために必要な次の事項の確認を終えた後に、受取人が指定した口座宛に払い込む方法により保険金等を支払います。
- 1) 保険金等の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、感染の状況、感染症発病の有無および被保険者に該当する事実。
- 2) 保険金等が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める免責事由に該当する事実の有無。
- 3) 保険金等を算出するための確認に必要な事項として、疾病の程度、治療の経過および内容。
- 4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無。
- 5) 第1号から第4号までのほか、他の保険契約等の有無および内容等、当社が支払うべき保険金等の額を確定するために確認が必要な事項。
- 4 第3項に規定する確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第3項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数を経過する日までに、保険金等を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- 1) 第3項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、治療内容、鑑定等の結果の照会 90日
- 2) 第3項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
- 3) 第3項第1号から第5号までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- 5 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、第3項または第4項の期間に算入しないものとします。
- 6 保険金等の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第9条 契約内容の変更

- お支払いする保険金、見舞金を変更する特約の追加および削除はできません。

- 2 保険金等の額の増額および減額はできません。

第10条 保険契約者の住所・氏名等の変更

- 保険契約者または被保険者の氏名または住所もしくは通知先が変更となったときは、保険契約者はすみやかに当社または代理店に通知する必要があります。この場合の通知が行われなかったときは、当社が最後に知った住所または通知先に発した通知は保険契約者または被保険者に届いたものとみなします。

第11条 保険契約の取消しおよび無効

- 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に詐欺の行為があったときは、当社は保険契約を取消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

- 2 保険契約者または被保険者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とします。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第12条 告知義務・通知義務

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、保険契約申込書（インターネットを利用して保険契約を申し込む場合は、当社が提示する告知画面）に表記することによって当社が告知を求めるもの（以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。また、告知事項の内、保険契約締結後の変更について当社が通知を求めるもの（以下「通知事項」といいます。）が変更となった場合には、すみやかに当社または代理店に通知しなければなりません。

第13条 告知義務違反による解除

保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実を告知しなかったか、事実でないことを告知したとき（以下、「告知義務違反」といいます。）は、当社は保険契約を解除することができるものとします。この場合、当社より保険契約者宛にすみやかに解除の通知を行います。

- 2 解除の効力は、解除通知が保険契約者に到達した時点から生じ、保険契約は将来に向かって効力を失います。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者に通知することをもって保険契約者宛に通知したものとみなします。
- 3 告知義務違反による場合で、次のいずれかに該当するときは、当社は保険契約の解除を行なうことができません。
- 1) 保険契約締結の際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または当社の過失により知らなかったとき。
- 2) 当社が解除の原因となる事実を知った日から1か月以内に、解除の通知を行なわなかったとき。
- 3) 保険契約を締結した時から、2年を経過したとき。
- 4) 当社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（以下、「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が告知をすることを妨げたとき。
- 5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知をしないことを勧めたとき。
- 4 前項第4号および第5号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。
- 5 本条により当社が保険契約を解除する場合は、解除事由が生じた時から解除された時までに支払事由が生じても、保険給付の責任を負いません。
- 6 前項の場合において、すでに保険金等を支払っていたときは、当社は、保険金等の返還を請求することができます。
- 7 本保険契約が解除された場合、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第14条 重大事由による解除

当社は、次のいずれかに該当する事由（重大事由）がある場合には、この保険契約を解除することができるものとします。この場合、当社より保険契約者宛にすみやかに解除の通知を行ないます。

- 1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こすか、起こうとしたとき。
- 2) 保険金等の請求に関して、保険金等の受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。
- 3) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき。
- ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力（注）を不正に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- 4) 本項第1号から第3号までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、本項第1号から第3号までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- 2 本条による解除については、前条第2項、第5項、第6項および第7項の規定を適用します。

第15条 解約

保険契約者はいつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。

きます。

2 保険契約者が保険契約を解約する場合には、当社所定の書面を提出して下さい。

3 解約手続きを行った場合、解約に必要な書類が当社または代理店に到着した日の属する月の月末を解約日とし、解約日の 24 時をもって補償は終了します。

4 この保険契約を解約した場合、別表 3 に定める未経過保険料を返還します。

第16条 保険契約の消滅

被保険者が支払事由に該当しない事由で死亡したときは、保険契約は消滅します。この場合、別表 3 に定める未経過保険料を返還します。

2 前項に該当する場合で、第 2 条（保険金等の支払いに関する補足）第 1 2 項の規定により見舞金に関する補償が消滅しているときは、別表 3 の「一時払保険料」を「死亡保険金補償に係る一時払保険料」と読み替えて算出した未経過保険料を返還します。

第17条 配当金

この保険契約には契約者配当金はありません。

第18条 時効

保険金等の請求権は、支払事由発生日の翌日から起算して 3 年間請求がない場合、時効により消滅します。

2 未経過保険料の請求権は、保険契約の消滅日より 3 年間請求が無い場合、時効により消滅します。

第19条 契約内容の見直し

当社はこの保険種類の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約継続の際に保険料を増額または保険金等の額を減額することがあります。この場合、変更日の 2 か月前までに保険契約者に文書で通知の上、変更日から保険料率または保険金等の額を変更します。

2 当社はこの保険種類が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険種類の販売を取りやめ、保険契約の継続を取り扱わないことがあります。この場合、中止の 2 か月前までに保険契約者に継続を取り扱わない旨を文書で通知します。

3 保険金等の支払事由発生率が予想を著しく超過するなどで、収支の改善が見込めないときは、保険期間中ににおいて保険契約の保険料を増額しもしくは保険金等の額を減額すること、または既に支払事由の生じた保険金等の削減支払を行うことがあります。この場合、変更日の 2 か月前までに文書で通知します。

第20条 準拠法および管轄裁判所

保険契約に関する争い、訴訟については日本国の法律に従って解釈されるものとします。

2 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

別表1 対象となる感染症

1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（表中【法】と記載）、同施行令（表中【政令】と記載）、同施行規則（表中【省令】と記載）、に定める「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」を対象とし、法令の改正により変更される場合は事故時点で当該法令に記載された感染症を対象とします。ただし、「五類感染症」については下表に記載された感染症に限るものとします。

| 分類 | 感染症名 |
|-----------|--|
| 一類 感染症 | 【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 |
| 二類 感染症 | 【法】急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症を除く。）の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。以下「特定鳥インフルエンザ」という。） |
| 三類 感染症 | 【法】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス |
| 四類 感染症 | 【法】E 型肝炎、A 型肝炎、黄熱、Q 热、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、マラリア、野兎病 【政令】ウエストナイル熱、エキノコックス症、エムポッ |

クス、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 S F T S ウィルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、B ウィルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱

五類
感染症
【法】インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。）、クリプトスピリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
【省令】アメーバ赤痢、R S ウィルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、感染性胃腸炎、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症を除く。）、ジアルジア症、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、播種性クリプトコックス症、破傷風、パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、パンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネットバクター感染症、薬剤耐性綠膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症

新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症
新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症
指定感染症
新感染症
該当なし
該当なし

※「新型コロナウイルス感染症」（名称が変更となった場合は変更後の名称）の通院・自宅待機見舞金は不担保とします。

2) 以下の「その他会社が認める感染症」を対象とします。ただし、必要に応じて、新種の感染症を追加する場合があります。

その他会社が認める感染症

疥癬、成人 T 細胞白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性单核球症、溶連菌感染による合併症

別表2 必要書類

| 項目 | 必要書類 |
|------------|--|
| 死亡保険金 | ① 所定の保険金支払請求書 ② 死亡診断書または死体検案書 ③ 被保険者の住民票 ④ 受取人の戸籍謄本 ⑤ 保険証券 |
| 入院見舞金 | ① 所定の見舞金支払請求書 ② 所定の医師の診断書 ③ 所定の入院証明書 ④ 被保険者の住民票 ⑤ 保険証券 |
| 通院・自宅待機見舞金 | ① 所定の見舞金支払請求書 ② 所定の医師の診断書 |

| |
|-----------------|
| ③ 所定の通院・自宅待機証明書 |
| ④ 被保険者の住民票 |
| ⑤ 保険証券 |

*当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。

別表3 未経過保険料

未経過保険料は、以下のとおりとします。

$$\text{未経過保険料} = \text{一時払保険料 (注)} \times \text{未経過期間} \div 12$$

(円未満切り捨て)

* 未経過期間は、解約日または消滅日から満了日までの月数とします。(月末満の端数日は切り捨てます。)

(注) 一時払保険料とは、保険期間1年の保険契約の一時払保険料相当額をいいます。

国内旅行特約（感染症保険用）

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------|--|
| 親族 | 6親等内の血族、配偶者 ^(*1) または3親等内の姻族をいいます。 (*1)婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。 |
| 旅行行程 | 保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者^(*1)が旅行行程中に日本国内において普通約款^(*2)第1条（保険金等の支払）の感染症を発病した場合は、この特約および普通約款の規定に従い保険金を支払います。

(2) 当会社は、(1)のほか、旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶^(*3)が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶^(*3)に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が日本国外において旅行行程中に感染症を発病しても、保険金を支払います。

(*1) 保険証券記載の被保険者をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 感染症保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) 日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

第3条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間^(*1)の初日の午前0時に始まり、末日の2日後の午後12時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) (1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、以下に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険期間の末日の午後12時から被保険者が正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに必要とした時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間に48時間加えた時を限度として、保険責任の終期は延長されるものとします。

ただし、以下の③から⑥までのいずれかによる場合は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、96時間を限度として延長されるものとします。

① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関^(*2)または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束

② 被保険者が誘拐されたこと

③ 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関^(*2)のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休

④ 交通機関^(*2)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能

⑤ 被保険者が治療を受けたこと

⑥ 被保険者の同行家族^(*3)または同行予約者^(*4)が入院したこと

(4) (1)または(3)の規定にかかわらず、当会社の保険責任期間は、1年を限度とします。

(5) (1)または(3)の規定にかかわらず、当会社は、以下のいずれか場合には、保険金を支払いません。

① 保険料領収前に感染症を発病した場合

② (1) (3)の保険責任期間の前または後に感染症を発病した場合
(*1) 保険証券記載の保険期間をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。ただし、航空機または船舶については、日本を出発して日本に帰着する予定のものをいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

(*3) 被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者^(*5)、被保険者もしくは配偶者^(*5)と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者^(*5)と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。

(*4) 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行している者をいいます。

(*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（普通約款の適用除外）

普通約款の以下の規定は適用しません。

- ① 第2条（保険金等の支払いに関する補足）第2項
② 第7条（保険契約の自動継続）

第5条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

| | 箇所 | 読み替え前 | 読み替え後 |
|---|-------------------------|---|---------------------------|
| ① | 第2条（保険金等の支払いに関する補足）第11項 | 別表3の「一時払保険料」を「見舞金補償に係る一時払保険料」と読み替えて算出した未経過保険料 | 保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いた額 |
| ② | 第15条（解約）第4項 | 別表3に定める未経過保険料 | 保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いた額 |

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

包括契約に関する特約（一括報告・一括精算用）

第1条（暫定保険料）

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料^(*1)を当会社に支払わなければなりません。

(2) 保険期間が始まった後でも、当会社は、(1)の暫定保険料領収前に生じた事故に対しては、保険金を支払いません。また、普通約款^(*2)に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

(*1) 保険証券記載の暫定保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 主契約の普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

なお、この特約を「行事主催者賠償責任保険」に付帯する場合は、上記の「被保険者の氏名、被保険者数」を「行事の参加人数」と読み替えます。

第3条（通知）

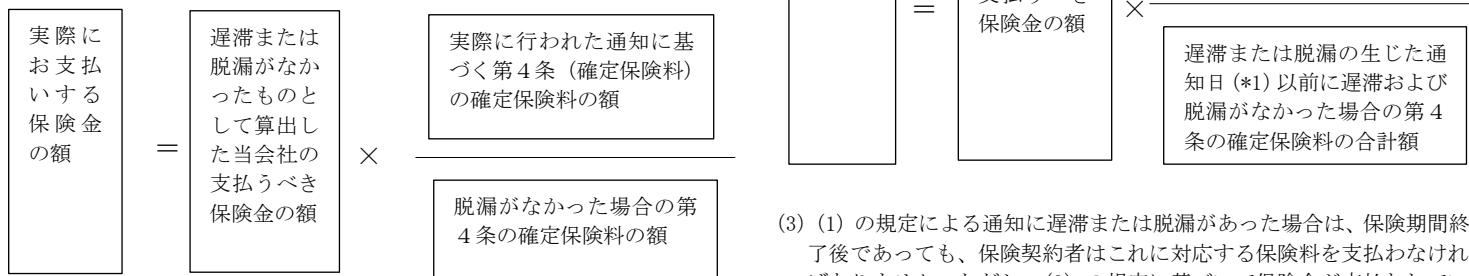
(1) 保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険期間中の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

なお、この特約を「行事主催者賠償責任保険」に付帯する場合は、上記の「被保険者数」を「行事の参加人数」と読み替えます。

(2) (1)の規定による通知に脱漏があった場合において、保険契約者に故

意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った事故に対しては、次の算式により算出した額を保険金としてお支払いします。

なお、この特約を「行事主催者賠償責任保険」に付帯する場合は、上記の「被保険者の被った事故」を「行事で発生した事故」と読み替えます。



(3) (1) の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2) の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

(4) (2) の規定は、当会社が、(2) の通知の故意もしくは重大な過失による脱漏があることを知った時から (2) の規定により保険金を支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで 1 か月を経過した場合または保険期間終了時から 5 年を経過した場合には適用しません。

第4条 (確定保険料)

保険契約者は、保険期間終了時に第3条(通知) (1) の通知による被保険者数に基づき算出した確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

なお、この特約を「行事主催者賠償責任保険」に付帯する場合は、上記の「被保険者数」を「行事の参加人数」と読み替えます。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

包括契約に関する特約 (毎月報告・一括精算用)

第1条 (暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料(*1)を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 保険期間が始まった後でも、当会社は、(1)の暫定保険料領収前に生じた事故に対しては、保険金を支払いません。また、普通約款(*2)に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

(*1) 保険証券記載の暫定保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 主契約の普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

なお、この特約を「行事主催者賠償責任保険」に付帯する場合は、上記の「被保険者の氏名、被保険者数」を「行事の参加人数」と読み替えます。

第3条 (通知)

(1) 保険契約者は、通知日(*1)までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

なお、この特約を「行事主催者賠償責任保険」に付帯する場合は、上記の「被保険者数」を「行事の参加人数」と読み替えます。

(2) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った事故に対しては、次の算式により算出した額を保険金としてお支払いします。

なお、この特約を「行事主催者賠償責任保険」に付帯する場合は、上記の「被保険者の被った事故」を「行事で発生した事故」と読み替えます。

- (3) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2) の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。
- (4) (2) の規定は、当会社が、(2) の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から (2) の規定により保険金を支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで 1 か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日(*1)から 5 年を経過した場合には適用しません。
- (*1) 保険証券記載の通知日をいいます。

第4条 (確定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料(*1)と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の中途で毎月の確定保険料(*1)の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が (2) の規定による追加暫定保険料の支払を怠った場合(*2)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (2) の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(*1) 第3条(通知) (1) の通知による被保険者数に基づき算出した確定保険料をいいます。

なお、この特約を「行事主催者賠償責任保険」に付帯する場合は、上記の「被保険者数」を「行事の参加人数」と読み替えます。

(*2) 当会社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用)

第1条 (暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料(*1)を当会社に支払わなければなりません。
 - (2) 保険期間が始まった後でも、当会社は、(1)の暫定保険料領収前に生じた事故に対しては、保険金を支払いません。また、普通約款(*2)に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。
- (*1) 保険証券記載の暫定保険料をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) 主契約の普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

なお、この特約を「行事主催者賠償責任保険」に付帯する場合は、上記の「被保険者の氏名、被保険者数」を「行事の参加人数」と読み替えます。

第3条 (通知)

- (1) 保険契約者は、通知日(*1)までに、1か月間の被保険者数その他の

当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

なお、この特約を「行事主催者賠償責任保険」に付帯する場合は、上記の「被保険者数」を「行事の参加人数」と読み替えます。

(2) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った事故に対しては、次の算式により算出した額を保険金としてお支払いします。

なお、この特約を「行事主催者賠償責任保険」に付帯する場合は、上記の「被保険者の被った事故」を「行事で発生した事故」と読み替えます。

| | | | | |
|--------------------------------|---|---|---|--|
| 実際に お支払 いする 保険金 の額 | = | 遅滞または脱漏が なかったものとし て算出した当会社 の支払うべき保険 金の額 | × | 遅滞または脱漏の生じた通知 日(*1)以前に実際に行われた 通知に基づく第4条(確定保 険料)の確定保険料の合計額 |
| | | | | 遅滞または脱漏の生じた通知 日(*1)以前に遅滞および脱漏 がなかった場合の第4条の確 定保険料の合計額 |

(3) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2) の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

(4) (2) の規定は、当会社が、(2) の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2) の規定により保険金を支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日(*1)から5年を経過した場合には適用しません。

(*1) 保険証券記載の通知日をいいます。

第4条(確定保険料)

(1) 保険契約者は、確定保険料(*1)を払込期日(*2)までに払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の確定保険料(*1)の払込期日(*2)後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、その確定保険料(*1)を算出するための通知の対象となる被保険者の被った事故に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

なお、この特約を「行事主催者賠償責任保険」に付帯する場合は、上記の「被保険者の被った事故」を「行事で発生した事故」と読み替えます。

(4) 第1条(暫定保険料)の暫定保険料は、最終の払込期日(*2)に払い込まれるべき確定保険料(*1)との間で、その差額を精算します。

(*1) 第3条(通知)(1)の通知に基づく確定保険料をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

メディカル少額短期保険株式会社
東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル4F
Tel. 03-5244-9681